6	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号、第６号及び第５条第１項違反）	免職（３人）減給３月（俸給の月額の１／10）（１人）	特許庁の職員３人が、契約の相手方として利害関係者である３事業者のいずれか又は全てから、それぞれ、30回、27回又は22回にわたり、それぞれ合計、1,106,060円、187,830円又は411,850円相当のタクシー券の利用の提供を受け、また、３事業者のいずれかの従業員と共に飲食した際、５回、32回又は21回にわたり、それぞれ合計、28,292円、191,810円又は106,986円相当の供応接待を受けたもの。 さらに、３事業者が利害関係者に該当しない期間において、職員３人のうちの１人が、３事業者から、41回にわたり、合計1,617,640円相当のタクシー券の利用の提供を受け、また、３事業者のうち２事業者のいずれかの従業員と共に飲食した際、10回にわたり、合計136,778円相当の供応接待を受け、職員３人のうち別の１人が、３事業者のうち１事業者の従業員と共に飲食した際、１回、7,666円相当の供応接待を受けたもの（職員のうち１人は収賄容疑で逮捕されている。）。 同庁の別の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である上記３事業者のうち１事業者の従業員と共に飲食した際、２回、合計37,800円相当の供応接待を受けたもの。 なお、懲戒処分が行われた者については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 （他の職員６人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
7	利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号及び第６号違反）	戒告（１人）	国土交通省の職員１人（行為時は、経済産業省に勤務）が、契約の相手方として利害関係者である事業者の従業員と飲食を共にした際、同事業者に自己の飲食代金（１回、41,608円）を負担させ飲食の接待を受け、当該接待の際、同事業者にタクシー運賃（１回、1,110円）を負担させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、同事業者の会議室で行われた意見交換会において、同事業者からビールや菓子類（数量、金額不明）の提供を受け飲食の接待を受けたもの。 （他の職員１人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
8	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	戒告（１人）	海上保安庁の地方支分部局の職員１人が、利害関係者以外の事業者から、複数回にわたり、供応接待（少なくとも合計112,000円程度）等を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待等を受けたもの。
9	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	厚生労働省の職員１人が、監査及び行政指導の相手方として利害関係者である事業者から、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、14回にわたり、現金合計1,175万円の供与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
10	利害関係者から金銭の贈与を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号又は第６号違反）	戒告（10人）	農林水産省の地方支分部局の職員10人が、許認可等及び補助金等又は契約の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の接待を２回～５回（飲食代として支払った額の不足額合計11,000円～32,000円相当）受けたもの。 また、同職員のうち１人が、利害関係者である同事業者から、せん別金として現金10,000円の贈与を受けたもの。 （他の職員６人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
11	利害関係者から金品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	戒告（３人）	水産庁本庁及び地方支分部局の職員３人が、補助金等の相手方として利害関係者である事業者から、１回又は２回、鯨肉（合計約40,000円～約65,000円相当）の贈与を受けたもの。 なお、懲戒処分が行われた者については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 （他の職員２人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
12	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様に有利便宜な取り計らいを受けたい趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金400万円の供与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
13	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号又は第５条第１項違反）	戒告（１人）	農林水産省の地方支分部局の長が、許認可等、立入検査等及び行政指導の相手方として利害関係者である団体から、飲食の接待を１回（飲食代として支払った額の不足額14,000円相当）受けたもの。 （他の職員１人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）